

第3期計画（現計画）	第4期計画（新計画）	備考
<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>2 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 位置付け</p> <p>2 他計画との関係</p> <p>第3節 計画の期間と推進体制</p> <p>1 計画の期間</p> <p>2 計画の推進体制と進行管理</p>	<p>第1章 計画策定にあたって</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>2 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 位置付け</p> <p>2 他計画との関係</p> <p>第3節 計画の期間と推進体制</p> <p>1 計画の期間</p> <p>2 計画の推進体制と進行管理</p>	<p>○少子化の動向、待機児童対策・地域での子育て支援等に関する国・大阪府・本市の取組等、計画策定の背景と目的について記載</p> <p>○計画策定の根拠法について記載（次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等）</p> <p>○総合計画、他計画との関係性について記載</p> <p>○令和2年度から6年度までの5年間</p> <p>○進行管理方法、機関等</p>
<p>第2章 計画の構想</p> <p>第1節 計画の基本理念</p> <p>「次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”～子どもの最善の利益が実現される社会を目指して～」</p> <p>第2節 施策展開についての考え方</p> <p>1 ライフステージに沿った施策の展開</p> <p>(1) 妊娠・出産期</p> <p>(2) 就学前期</p> <p>(3) 小・中学校期</p> <p>(4) 青年期</p> <p>2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開</p> <p>3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開</p> <p>4 施策展開のイメージ図</p>	<p>第2章 <u>第3期計画</u>の総括</p> <p>第1節 <u>子ども・子育て支援事業の進捗状況と課題</u></p> <p>1 <u>教育・保育施設の確保の状況と課題</u></p> <p>2 <u>地域子ども・子育て支援事業の確保の状況と課題</u></p> <p>第2節 <u>子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題</u></p> <p>1 <u>ライフステージ別</u></p> <p>2 <u>個別施策別</u></p> <p>(1) <u>社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援</u></p> <p>(2) <u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策</u></p> <p>第3節 <u>本計画の実現に向けた検討課題</u></p> <p>1 <u>妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援「いばらき版ネウボラ」の推進</u></p> <p>2 <u>潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実</u></p> <p>3 <u>質が高く、効果的な就学前教育・保育の提供体制の充実</u></p> <p>4 <u>就学期の保育・放課後児童対策の充実</u></p> <p>5 <u>子ども・若者のための支援や居場所づくり（ヤングケアラー対策、ひきこもる子ども・若者に対する包括的な支援と将来の進路の実現に向けた支援、子ども・若者が気軽に相談したり過ごしたりできる居場所づくり、子ども・若者のネット依存対策やSNSの適切な利用に向けた支援）</u></p> <p>6 <u>生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応</u></p> <p>7 <u>社会的養護が必要な子どもへの支援</u></p> <p>8 <u>少子化克服に向けた施策の推進</u></p>	<p>※計画の構想と前計画の総括の記載順を変更</p> <p>○子ども・子育て支援事業に係る量の見込み、確保内容の進捗状況に対する評価と課題抽出</p> <p>○子ども・子育て支援事業を除く次世代育成支援に関する施策の進捗状況の評価、目標に対する成果の検証と課題抽出（PDCAのCとA）</p> <p>○第3期計画の総括、ニーズ調査結果から見えてきた課題等を踏まえ整理</p> <p>○今後5年間の市の取組の方向性について記載</p>

第3期計画（現計画）	第4期計画（新計画）	備考
<p>第3章 次世代育成支援後期行動計画の総括</p> <p>第1節 基本目標ごとの取組状況と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての子育て家庭を支える環境づくり 2 仕事と子育てを両立できる環境づくり 3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり 4 子どもを生み、育てやすい環境づくり 5 安心して子育てができる環境づくり <p>第2節 計画の数値目標の進捗状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な保育等に関する事業 2 一時預かり保育等に関する事業 3 地域における子育て支援に関する事業 <p>第3節 本計画の実施に向けた新たな課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方創生を見据えた少子化対策への取組 2 若者の自立支援 3 貧困問題を抱える子ども・子育て家庭への支援 	<p>第3章 計画の構想</p> <p>第1節 計画の基本理念</p> <p>「未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して～」</p> <p>第2節 施策展開についての考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージに沿った施策の展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産期 (2) 就学前期 (3) 小・中学校期 (4) 青年・若者期 2 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり 4 社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり 5 施策展開のイメージ図 	<p>○子ども・若者を含む子ども・子育てに関する総合計画として、未来志向とした取組を推進するため、理念を見直し（第4期骨子のとおり）</p> <p>○ライフステージ別施策について、中学校卒業以降、おおむね39歳までの施策をより充実し、「青年期」を「青年・若者期」に変更</p> <p>○第3期計画でのライフステージに沿った施策展開、要援護児童（家庭）への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組に加え、施策を整理し「社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり」を追加（第4期骨子のとおり）</p> <p>○第4期骨子のイメージ図に改め</p>
<p>第4章 施策の展開</p> <p>第1節 ライフステージに沿った施策の展開</p> <p>第2節 ライフステージごとの施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠・出産期 2 就学前期 3 小・中学校期 4 青年期 <p>第3節 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭支援 2 障害のある子どもを養育する家庭への支援 3 児童虐待防止 4 外国人など配慮が必要な家庭への支援 5 子どもの貧困対策 <p>第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意識啓発 2 職場環境の改善に向けた支援 	<p>第4章 次世代育成支援施策の展開</p> <p>第1節 ライフステージに沿った施策の展開</p> <p>第2節 ライフステージごとの施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠・出産期 2 就学前期 3 小・中学校期 4 青年・若者期 <p>第3節 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭への支援 2 障害児の健やかな育ちの支援 3 児童虐待防止対策の強化 4 外国人など配慮が必要な家庭への支援 <p>第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意識啓発 2 職場環境の改善に向けた支援 <p>第5節 社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもを産む・育てるための意識啓発 2 支援ネットワークの充実 3 安全で安心な育成環境 	<p>○第4章は、第3章・第2節の展開方向に対応させる形で節を立て、施策（事業）を振り分け記載</p>
	<p>第5章 子どもの貧困対策の推進</p> <p>第1節 対策の背景と趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の取組 2 本市の取組 <p>第2節 <u>子どもの貧困対策に関する新たな方向性</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>子どもの貧困対策に関する国の基本方針</u> 2 <u>本市の子どもの貧困対策に関する取組の方向性</u> <p>第3節 <u>子どもの貧困対策に関する施策の展開</u></p>	<p>○これまでの子どもの貧困対策をめぐる国の動き</p> <p>○本市の「未来は変えられる」の策定とこれに基づく取組、総括</p> <p>○国の子供の貧困対策に関する有識者会議における提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」（令和元年8月）に記載の「子供の貧困対策に関する事項」「子供の貧困に関する指標」を参考に設定</p>

第3期計画（現計画）	第4期計画（新計画）	備考
<p>第5章 子ども・子育て支援事業の推進</p> <p>第1節 教育・保育提供区域の設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供区域設定の考え方 2 本市における教育・保育提供区域 <p>第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業等 2 量の見込み設定についての考え方 3 平成27年度から31年度までの推計児童数 <p>第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1号認定 2 2号認定 3 3号認定 <p>第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場） 3 妊婦健康診査事業 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業 6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 8 一時預かり事業 9 時間外保育事業（延長保育事業） 10 病児・病後児保育事業 11 放課後児童健全育成事業（学童保育） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 <p>第5節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園への移行に伴う支援及び普及に係る基本的考え方 2 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供 4 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携と保・幼・小・中の連携 <p>第6節 「放課後子ども総合プラン」の推進</p>	<p>第6章 子ども・子育て支援事業の推進</p> <p>第1節 教育・保育提供区域の設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供区域設定の考え方 2 本市における教育・保育提供区域 <p>第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業等 2 量の見込み設定についての考え方 3 令和2年度から6年度までの推計児童数 <p>第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1号認定 2 2号認定 3 3号認定 <p>第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場） 3 妊婦健康診査事業 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業 6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 8 一時預かり事業 9 時間外保育事業（延長保育事業） 10 病児・病後児保育事業 11 放課後児童健全育成事業（学童保育） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 <p>第5節 <u>教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>外国につながる幼児への支援・配慮</u> 2 <u>幼児教育・保育等の質の確保及び向上</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携 (2) <u>教育・保育施設と小学校等との円滑な接続の推進</u> (3) <u>幼稚園教諭・保育士等の資質の向上</u> 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供 <p>第6節 <u>「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業の推進</u></p>	<p>○第6章の記載内容は、第3期計画を継承</p> <p>○提供区域の設定についての考え方、区域図等を記載（必須記載事項）</p> <p>○教育・保育事業に関する量の見込み（ニーズ量）と確保内容（数量）・確保方策（提供体制の整備・確保）・確保時期について記載（必須記載事項）</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み（ニーズ量）と確保内容（数量）・確保方策（提供体制の整備・確保）・確保時期について記載（必須記載事項）</p> <p>○第5節は、平成31年(2019年)4月23日に国から通知された「第2期子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)」及び同年9月発出の基本指針の内容を踏まえ見直し</p> <p>○第3期計画に記載した下記の事項は「2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上」に変更し含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援」 ・「4 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携と保・幼・小・中の連携」
<p>■資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援新制度の全体像 2 基礎データ <ol style="list-style-type: none"> (1) 人口・世帯の動向 (2) 産業・就業状況の動向 (3) 本市の子どもに関する施策の現状 3 ニーズ調査結果や関係団体等との意見交換での意見等の分析（後期計画における基本目標・主要課題別） 4 子ども・子育てワークショップで出された意見 5 茨木市こども育成支援会議条例 6 茨木市こども育成支援会議の開催経過 7 茨木市こども育成支援会議委員名簿 	<p>■資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎データ <ol style="list-style-type: none"> (1) 人口・世帯の動向 (2) 産業・就業状況の動向 (3) 本市の子どもに関する施策の現状 2 ニーズ調査結果や関係団体等との意見交換での意見等の分析 3 茨木市こども育成支援会議条例 4 茨木市こども育成支援会議の開催経過 5 茨木市こども育成支援会議委員名簿 6 <u>用語説明</u> 7 <u>市民会館跡地を活用した子育て支援機能「いばらき版ネウボラ」の整備について</u> 	<p>統計等基礎データ、こども育成支援会議設置要綱、委員名簿、教育・子育て専門部会設置要綱、策定経過、子ども・子育て支援法（計画策定に係る条文・抜粋）、用語説明等、記載事項については別途調整</p>